

# 条件付一般競争入札の制度について

平成20年10月施行 指宿市財政課

## 1 入札制度改革の取組みの流れ

### ◆ これまでの取組内容

平成19年度から実施

随意契約の見直し ⇒⇒ 小額指名競争入札の導入

さらに透明性・競争性を高める！

安易な1者との随意契約をなくす  
コスト削減

### ◆ これからの方針計画

① 条件付一般競争入札の導入・・・平成21年4月から

試行 平成20年10月から

② 工事成績評定や総合評価方式の導入

工事成績評定 平成20年11月から

③ 電子入札の導入・・・・・・・・平成22年1月から

## 2 条件付一般競争入札の特色

★ 入札参加者の範囲が拡大する

★ 工事案件の選択が自由

導入することによって・・・・

効

【市側】・競争性が高まりコストが削減

【受注者側】・受注機会が増える

### 3 入札の対象となるもの

(1) 建設工事のみを対象



業務委託や物品の購入等は、準用できるように要綱で規定

(2) 通常工事と特殊工事に分けて運用

**【通常工事】…… 格付を行っている工事**

**【特殊工事】…… 上記以外の工事**

**対象としない工事は……**

- ① 災害復旧工事等の緊急に対応する必要がある工事
- ② 施工法、施工場所等の関係で指名競争入札の要素が強いと判断される工事（JR近接工事等）

### 4 対象となる金額

平成20年10月～21年3月	予定価格 1 000万円以上
平成21年4月～22年9月	予定価格 300万円以上
平成22 年10月から	予定価格 130万円以上

## 5 入札参加の条件



【通常工事】 →

格付を指定

工事の成績評定結果を

民間や他の地方公共団体から受注した一定金額以上の工事実績や特定の技術者資格を求めるケースもある

【特殊工事】 →

専門技能士及び施工実績の有無、事業所の所在地、総合評点

### 【その他の入札参加条件の主なもの】

- ① 現行の指宿市競争入札参加資格の登録を受けている者であること。
- ② 対象工事を受注した場合、建設業法の規定による現場代理人や主任技術者等を適切に配置することができる。
- ③ 公告から入札時までの期間において、指宿市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 指宿市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者であること。

## 6 入札制度の導入時期



● 平成21年4月から運用

★ 試行開始時期

最初に試行する案件の入札公告は  
平成20年10月下旬～11月上旬

## 7 入札の方法

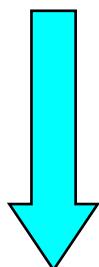
### ● 会場での入札



電子入札が導入されるまでの期間



### ● 電子入札

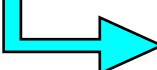


#### 受注者側費用

- ① 設備投資費  
カードリーダー購入費 約1万円前後
- ② 維持管理費  
インターネットへの年間接続料

平成22年1月から導入予定

(電子入札導入後も会場入札を併用する)



指名競争入札も 電子入札が可能

#### 発注者側費用 運用負担金

## 8 予定価格の公表

- ◆ 法律に基づく適正化指針が閣議決定 (平成13年3月決定)

市町村が適切と判断した場合 ⇒ 事前公表ができる



- ◆ 全国的に「事前公表」が主流であったが・・・

全国的に落札価格が高止まり傾向!

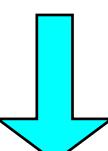
高止まり



- ◆ 適正化指針の変更が閣議決定 (平成18年5月決定)

高止まりの場合は ⇒⇒ 事前公表中止等の措置

指名競争入札も



事前公表

指宿市は事前公表しない

事後公表



適正化指針に公表の努力義務が規

## 9 入札関係情報の公表の方法

### ●入札参加の公募方法

- ① 市のホームページに掲載
- ② 総務部財政課で閲覧
- ③ 3庁舎内掲示板に公告



※ 詳細な図面や設計図書は所管部署での閲覧

### ●入札参加者等の公表

事後公表

- ① 市のホームページに掲載
- ② 総務部財政課で閲覧

※ 指名競争入札も事後公表に変更

これまでには

### ●予定価格の公表

事後公表

- ① 市のホームページに掲載
- ② 総務部財政課で閲覧

※ 最低制限価格は非公表

(注意) 隨意契約の工事及び工事以外の契約案件の  
予定価格は非公表



### ●入札結果の公表

- ① 市のホームページに掲載
- ② 総務部財政課で閲覧

上記のいずれも

電子入札導入後 ⇒⇒ 電子入札システムでの閲覧

## 10 条件付一般競争入札の流れ

